

[事案 23-43] 新契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定終了

※[事案 23-42]と同一の申立人で、相手方保険会社が異なる。

<事案の概要>

変額個人年金に加入した際に、募集人から元本保証で、絶対損はしない商品である旨の説明を受け誤解させられて契約したとして、一時払い保険料の返還を求め申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 9 月に銀行を募集代理店として一時払保険料 1000 万円の変額個人年金に加入した。その際、募集人から元本保証で絶対損はしない商品であるとの虚偽の説明を受け、それを信じて加入したが、実際は元本欠損が生じる可能性のある商品であった。誤信して加入したので、契約を取り消し一時払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立契約を無効として既払込保険料を返還せよとの請求に応ずることはできない。

(1) 募集人は、募集にあたり、パンフレット及び「特に重要なお知らせ/ご契約のしおり・約款」等を用いて投資リスクを伴うことなどを含む商品説明を適切に行っている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張を、消費者契約法第 4 条 1 項 1 号（不実告知）同 2 号（断定的判断の提供）違反による取り消しの主張、および錯誤無効（民法 95 条）の主張であると解し、申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理した。審理の結果、下記（1）の事実が認められるので、下記（2）の理由により契約を無効ないし取り消しうるものとする理由がなく、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

(1) 認められる前提事実

- ①事情聴取時、募集人は、パンフレットで、申立契約の内容を説明したと陳述しており、申立人は冊子のようなもので説明されたと言っているので、おそらく募集人からパンフレットで説明を受けたものと考えられる。
- ②申立契約のパンフレットに記載されているイメージ図は、運用により資産残高が変動し、一時払保険料を下回る場合があることが容易に窺える図となっており、イメージ図の下には「この保険は、運用実績に応じて資産残高が変動します。」「将来の死亡保険金額や資産残高を保証するものではありません。」と記載されている。
- ③契約書の裏面の「変額個人年金保険に関する確認書」には、「2. 特別勘定には価格変動リスク、金利変動リスク、為替リスク、信用リスク等の投資リスクがあり、特別勘定の運用によってもたらされる損益はすべて保険契約者に帰属すること。特別勘定の運用実績にもとづき死亡保険金額、積立金額、払戻金額は日々変動し、運用実績によって払戻金額や将来の年金原資、受取年金総額等が払込保険料の合計額を下回ることがあること。」等の記載があり、これに対して、申立人は、表面の契約申込書の受領・確認欄に確認の署名・押印をしている。

(2) 裁定審査会の判断

①消費者契約法第4条1項1号(不実告知)同2号(断定的判断の提供)違反による取り消しについて。

募集人が説明に使用したパンフレットや確認書には、申立契約の資産残高が変動し、一時払保険料相当額は年金によって保証されることが、明白に記載されており、募集人がこの書類の記載内容に反して、リスクのない元本保証商品であると説明をしたと考えることは、到底できない。

本件では、募集人の虚偽の説明を認めることができる証拠は、申立人の陳述しかなく、他に、上記推認を覆す特段の事情は認められないので、募集人が、申立契約の内容について虚偽の説明をしたと認めることはできない。

したがって、募集人が申立契約を勧誘するに際し、事実と異なることを告げたこと及び断定的判断の提供したことは認められず、消費者契約法4条1項1号及び2号に基づく取消は認められない。

②錯誤無効(民法95条)について

パンフレット及び確認書の記載から、申立契約が、元本保証の商品でないことは、容易に認識しえる。

よって、本件において、申立人主張の錯誤の存在を認めることは困難であり、仮に錯誤が認められ、それが要素の錯誤に当たるとしても、確認書の内容を確認せず、申込書に署名・押印した申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない。